

# ふらっと.come!

平成 27 年 9 月 15 日 第 43 号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」  
〒273-0021 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101  
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776  
HP <http://flat-funabashi.com/>  
Email [flat-funabashi@key.ocn.ne.jp](mailto:flat-funabashi@key.ocn.ne.jp)



## 差別解消法施行前夜

NPO 法人船橋福祉相談協議会 理事長 宮代隆治

障害者の権利条約が国連で採択されたのが 2006 (平成 18)年 12 月、この国の批准は 2014 (平成 26)年 1 月。この間、国内各種法の権利条約に照らした整備作業が行われ、その一つに “障害者差別解消法” (正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)の 2013(平成 25)年 6 月の成立があり、その施行がいよいよ 2016 (平成 28)年 4 月に迫りました。

障害者が、この社会の中で分け隔てられ、住まうことや教育を受けること、或いは働くこと等生活の多くの場面で理不尽な思い、悲しい経験を強いられてきたのは事実であり、これを克服できない社会のあり様も続いています。

さて、この法律では差別とは「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮をしないこと」が挙げられています。内閣府作成のリーフレットでは「不当な差別的取扱い」の例に「障害があるという理由だけでスポーツクラブに入れない」とか「アパートを貸してもらえない」とあります。「合理的配慮をしないこと」では「聴覚障害のある人に声だけで話す」とか「視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない」等とあります。これらについては、確かに何らかの配慮があれば障害が故の障壁を克服することができます。それが分っているのに、何ら策を講じないことは差別に当たるということでしょうか。合理的配慮の提供について、国や地方自治体は法的義務となりましたが、民間については努力義務となっているのは次の課題と言えそうです。

勿論この法律が施行されたからと言ってたちまち障害者への差別がなくなるとは思えませんが、何が差別に当たるのか、その克服を図るにルールが作られたことは事実です。

私たちは、根源的な問として、「人は何故、人を差別するのか」の視点からこの問題を考えて行きたいと思います。

千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」があります。2006(平成 18)年 10 月に成立したこの条例は、全国に例を見ない大変画期的、先進的であり高い評価を得ました。目指すところは “誰もが暮らしやすい地域社会” の実現であり、その中には当然差別とは、そして差別解消の仕組みが組み込まれました。

国による法律成立と施行のずっと以前にこのような条例が作られ、施行されたということに胸を張りたい気持ちです。

ただ、条例が議論された頃こういう見解を持つ人の存在も知りました。

「障害者は税金で食っているのだから。そんな人が権利って言えるのか…」。  
露骨な差別です。この種の意見を持つ人は決して少なくないのかもしれない。障害者差別解消法の実効に期待したいものです。



## わかりやすく丁寧な説明を心掛けて

障害福祉課 給付事業係長 富田 竜太郎

皆様はじめまして、障害福祉課給付事業係長の富田と申します。私は平成24年4月に障害福祉課に異動してきて、各種手当や福祉タクシー利用料金の助成などの給付事務のほか、身体障害者手帳の認定事務に従事し、今年4月、給付事業係長に就任いたしました。

さて、障害福祉課では、身体障害者手帳や療育手帳を初めて取得された方やその家族の方に対し、様々なサービスや制度を説明させていただいています。

障害者のサービスと一口に言っても、説明する側は実は大変！障害福祉課が提供するものから、年金、国保、介護保険など市役所の他部署の業務と関わるもの、また、税や公共料金の減免等まで本当に幅広くあり、お客様に説明する前に、まず自分たちがこれらを理解していなければなりません。

私も何度も何度も障害福祉のしおりや窓口マニュアルを読み込み、ひと通り覚えるのに苦労しました。

しかし、本当に大変なのはこれらの説明を受ける側だと思います。説明する側が時間をかけてようやく理解したことを短い時間の中で、理解しなければならないのですから。

私は障害福祉課の数ある業務の中でも、この制度説明の場を重要なもののひとつと位置付けています。多くのサービスは基本的に申請主義で、申請しなければ必要な支援を受けることができません。私たちには、障害を負ってしまった方の障害の種類や程度に応じて、どんなサービスを受けることができ、どんな手続きをすればいいのかをわかりやすく丁寧に説明し、制度を理解してもらい、必要なサービスの手続きまでつなげる責務があります。

このことに限らず、日常業務の中において、市民の方に何かを説明する場面では、常に「わかりやすく丁寧な説明」というものを心掛けてまいりたいと思います。

まだまだ至らない部分もございますが、今後ともよろしく願いいたします。

## 退職のご挨拶

ふらっと船橋 相談員 鳴戸啓子

8月末をもちまして、退職する運びとなりました。大変急なお話で、皆様へのお知らせとご挨拶が十分にできず申し訳ありません。福祉領域での業務は非常に学びの多いものとなりました。

相談業務に際し皆様にご協力を頂きましたこと、心より感謝申し上げます。

短い間でしたが、大変お世話になりました。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、船橋市の地域福祉がさらに充実することを願っております。

### ふらっと船橋 デリバリー相談！

(各事業所へ相談員が伺います)

・事業所並びに支援をされている方々が日頃より関わり方が難しいと感じたり、障害特性(概要)や福祉サービス等の内容が分かりづらいなどの疑問や説明など1度、一緒に考えてみませんか？(介護保険関係の事業所でもご連絡ください)

日程などは皆様の事業所での会議など、ご都合に合わせて調整させていただきます！

また、お問い合わせ頂ける事業所種別は問いません。

お問い合わせ頂いた際に簡単な内容をお聞きします。

(その上での対応になる事もあるかも知れません)

今年度も講演会・シンポジウムを予定しました！  
皆様のご参加をお待ちしています！(チラシを参照)

